

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの5年間全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や内需の拡大等、企業の業績向上へも寄与することにつながり、あわせて、当県の復興・再生という観点から見た場合においても、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、政府においては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、当県の一層の発展を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引上げを図ること。
- 2 当県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
福島労働局長

福島県議会議長 斎藤健治